

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成19年9月3日

京都市長 榎本頼兼

1 許可年月日及び許可番号

平成元年10月20日 第1879号

平成2年12月26日変第1212号

平成13年2月28日変第1453号

平成17年2月15日変第1562号

平成19年8月20日変第1629号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市左京区岩倉幡枝町785番地の1（一部）、798番地（一部）、799番地（一部）、800番地（一部）、801番地（一部）、803番地の3、804番地の1、805番地の1、806番地（一部）、807番地、808番地、809番地、810番地、811番地の1及び822番地の1並びに国有地（未登記）並びに（洛北第二地区土地区画整理事業による仮換地等）第41ブロック幡72-2、幡814、幡820-1、保留地41-3、保留地41-4-1、保留地41-4-2及び保留地41-4-3

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区道修町三丁目6番1号

大和システム株式会社 代表取締役 上島貫志

京都市南区東九条室町55番地

株式会社ナカサン 代表取締役 中山秀夫

(都市計画局都市景観部開発指導課)